

○東京藝術大学演奏芸術センター演奏会規則

〔平成14年3月26日〕
制 定

改正 平成18年1月26日 平成20年10月24日
平成25年10月24日 平成27年3月26日
令和3年4月22日 令和4年1月20日

(目的)

第1条 東京藝術大学演奏芸術センター演奏会(以下「演奏会」という。)は、新しい演奏芸術の創造に関する研究成果を発表し、併せて本学の教育研究の発展充実並びに芸術文化の発信を図る目的をもって開催する。

(種目)

第2条 演奏会の種目は、次のとおりとする。

(1) 企画演奏会

(2) 特別企画演奏会

(演奏会の開催)

第3条 演奏会の開催は、演奏芸術センター運営委員会の意見を参考として、学長が決定する。

(会場)

第4条 演奏会は、原則として奏楽堂を利用して行う。

(入場料)

第5条 演奏会は、原則として入場料を徴する。

(料金)

第6条 入場料の種類は、別表のとおりとする。ただし、別表の規定によりがたい場合は、その都度学長と協議の上、入場料を定めるものとする。

(入場料減免)

第7条 車椅子利用者が車椅子を利用する状態で鑑賞する場合、本人及び同伴者1名については、前条に定める額を減免することができる。

2 免除に関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第8条 演奏会に関する事務は、音楽学部事務部において処理する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第6条に規定する入場料は、平成18年4月1日以降に開催する演奏会から適用する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年1月20日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和4年度以降開催する演奏会に適用する。

別表

演奏会種目	入 場 料	備 考
企 画 演 奏 会	円	左記の料金によりがたい場合は別に定める。
	1,000	
	1,500	
	2,000	
	3,000	
	4,000	
	5,000	
6,000		
特別企画演奏会	1,000	
	1,500	
	3,000	
	4,000	
	5,000	
	6,000	